

(案)

○マリン事業者(島渡し船、サップ、シュノーケリング、ビーチレンタルショップ等)
新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

○令和2年5月11日付「沖縄県新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドラインの作成について」に準じ作成

企業名

(業種)

代表者名 ○○ ○○

1. 基本チェックリスト

- 従業員の就業前の体温測定
- 従業員の丁寧な手洗いの徹底
- 従業員のマスクの着用
- 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- お客様に対するマスク着用や体調確認を実施する等のお願いの周知

2. 基本的な感染拡大予防策

(1) 感染症防止のための利用者対応方法

① 密にならないための対策

- ・受付時、会計時には混雑しないように人数を制限して行う。
- ・海上までの移動も含め人数を制限してサービスを行う。
- ・送迎車内ではスタッフ、お客様共にマスクを着用し、窓は開け換気をしながら走行する。

② 発熱等の症状のある方の入場制限方法

- ・発熱や咳、頭痛等、少しでも体調不良の症状がある方については、原則としてサービスをお断りする。

③ その他

- ・可能なら現地集合現地解散をお願いする。

(2) 対人距離の確保の方法

① 接触感染対策

- ・対面にならないよう工夫し、隣同士の間隔も可能な限り広くする。(最低1m、できれば2m)
- ・シュノーケル・ゴーグル等の物品は貸し出しを控えられるだけ持参していただくようお願いする。止むを得ず貸し出しを行う場合は、*推奨される消毒法で十分に消毒を行う。
- ・他人の器材、荷物には触れないようにする。
- ・筆記用具やバスタオル等は持参をお願いし、他人と共有する物品は可能な限り少なくする。
- ・サービスの時間を短縮する等3密を避ける。
- ・大声での発声、または近接した距離での会話は原則行わないよう協力を求める
- ・お客様には飲食店へ行く場合は3密を避けるよう時間をずらす、または持ち帰りを利用する等協力を求める。
- ・お客様へできるだけ人が集まる場所へは行かないよう促す。
- ・就業時間を短縮する。

② 飛沫感染対策

- ・受付時、会計時のレジは対面を避けるため、透明ビニールカーテン等で遮蔽する。

- ・飲み物はお客様に持参してもらう。
- ・可能な限りお客様との飲食等を行わない。
- ・できるだけ手指消毒用のアルコール消毒液を持参していただく。

(3) 施設の換気対策

- ・常時、窓は二カ所以上空けておく。

(4) 施設・設備・物品等の消毒対策(*適宜推奨される消毒方法で消毒を行う)

- ・レンタル用品等はこまめに丁寧に消毒する。
- ・よく触れる場所は適宜消毒を行い、入口のドアノブ、トイレ内、手すり、冷蔵庫や棚等の取手などの高頻度に接触する箇所は、特に注意して消毒を行う。
- ・施設、船等全体への消毒は1日2回のペース(午前、午後)で実施する。車両も同様に実施する。

(5) その他基本的な感染拡大予防策

- ・毎朝、及び適時お客様の体調を観察する。
- ・こまめに手洗いができる環境にする。船上やビーチに手洗い用の水を設置する等。手洗い石けんは液体が望ましい。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗いを行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう、表示する。
- ・海から浮上後の唾液、鼻水などは、各自タオルやティッシュペーパーを持参し、使用後はすぐにビニール袋に入れて散乱しないように特に留意する。

3. 独自の感染予防対策

- ・(上記の基本的予防策以外に必要な対策を記載願います)

*推奨される手指衛生

- ・手洗い(ハンドソープを使用して 30 秒以上)
- ・アルコール(60-70%消毒用エタノール、70%イソプロパノール)

参考: 米CDC HP

(<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/hand-hygiene.html>)

*推奨される備品や環境消毒法

- ・80°C・10 分間の熱水
- ・0.05%~0.5%次亜塩素酸ナトリウムで清拭または 30 分間浸漬
- ・アルコール(60-80%消毒用エタノール、70%イソプロパノール)で清拭または 30 分間浸漬

参考: 厚生労働省資料(<https://www.mhlw.go.jp/content/000617981.pdf>,<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000417412.pdf>)

→次亜塩素酸ナトリウムの作成方法について

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>)